

富里市道路占用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後（令和7年4月1日から）					改正前（令和7年3月31日まで）				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
占用物件			占用料		占用物件			占用料	
			単位	金額(円)				単位	金額(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	850	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱		1本につき1年	740
	第2種電柱			1,300	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第2種電柱			1,100
	第3種電柱			1,700	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第3種電柱			1,500
	第1種電話柱			760	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電話柱			660
	第2種電話柱			1,200	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第2種電話柱			1,000
	第3種電話柱			1,600	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第3種電話柱			1,400
	その他柱類			76	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	その他柱類			66
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	7	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	6
	地下に設ける電線その他の線類			4	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	地下に設ける電線その他の線類		つき1年	3
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	740	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	路上に設ける変圧器		1個につき1年	650
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	450	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートルにつき1年	390
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,500	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,300
	郵便差出箱及び信書便差出箱			630	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	郵便差出箱			550
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,700	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	1,800
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,500	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300
法第32条第1項第2号に掲げる物件	水道管、ガス管、電気・電話ケーブル	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	31	法第32条第1項第2号に掲げる物件	水道管、ガス管、電気・電話ケーブル	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		45		法第32条第1項第2号に掲げる物件		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	

改正後（令和7年4月1日から）					改正前（令和7年3月31日まで）				
		<u>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</u>		<u>68</u>			<u>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</u>		<u>59</u>
		<u>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>		<u>91</u>			<u>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</u>		<u>79</u>
		<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>		<u>130</u>			<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>		<u>110</u>
		<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>		<u>180</u>			<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>		<u>150</u>
		<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>		<u>310</u>			<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>		<u>270</u>
		<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>		<u>450</u>			<u>外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの</u>		<u>390</u>
		<u>外径が1メートル以上のもの</u>		<u>910</u>			<u>外径が1メートル以上のもの</u>		<u>790</u>
<u>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</u>			<u>占用面積1平方メートルにつき1年</u>	<u>1,500</u>	<u>法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設</u>			<u>占用面積1平方メートルにつき1年</u>	<u>1,300</u>
<u>法第32条第1項第5号に掲げる施設</u>	<u>上空に設ける通路</u>			<u>860</u>	<u>法第32条第1項第5号に掲げる施設</u>	<u>上空に設ける通路</u>			<u>900</u>
	<u>地下に設ける通路</u>			<u>510</u>		<u>地下に設ける通路</u>			<u>540</u>
	<u>その他のもの</u>			<u>1,500</u>		<u>その他のもの</u>			<u>1,300</u>
<u>法第32条第1項第6号に掲げる施設</u>	<u>祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの</u>		<u>占用面積1平方メートルにつき1日</u>	<u>17</u>	<u>法第32条第1項第6号に掲げる施設</u>	<u>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</u>		<u>占用面積1平方メートルにつき1日</u>	<u>18</u>
	<u>その他のもの</u>		<u>占用面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>170</u>		<u>その他のもの</u>		<u>占用面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>180</u>
<u>道路法施行令（昭和27年政令第47</u>	<u>看板（アーチであるものを除く。）</u>	<u>一時的に設けるもの</u>	<u>表示面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>170</u>	<u>年政令第47</u>	<u>看板（アーチであるものを除く。）</u>	<u>一時的に設けるもの</u>	<u>表示面積1平方メートルにつき1月</u>	<u>180</u>
		<u>その他のもの</u>	<u>表示面積1平方メ</u>	<u>1,700</u>			<u>その他のもの</u>	<u>表示面積1平方メ</u>	<u>1,800</u>

改正後（令和7年4月1日から）					改正前（令和7年3月31日まで）				
9号。以下「施行令」という。） 第7条第1号に掲げる物件			一トルにつき1年		9号。以下「施行令」という。） 第7条第1号に掲げる物件			一トルにつき1年	
	標識		1本につき1年	1,200		標識		1本につき1年	1,000
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	17		旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18
		その他のもの	1本につき1月	170			その他のもの	1本につき1月	180
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17		幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	170			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,700		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800
その他のもの			860	その他のもの			900		
施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,500	施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,300
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	170	施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	180
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				150	施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				130
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額	施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額					
施行令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額	施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物及び同条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
備考（略）					備考（略）				

改正後（令和7年4月1日から）	改正前（令和7年3月31日まで）
<u>附 則</u> <u>この条例は令和7年4月1日から施行する。</u>	